

令和2年度 県立前橋西高等学校 部活動に係る活動方針

1 目 標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長を図り、生涯教育の一環として取り組む。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

①運動部

野球部、陸上競技部、サッカー部、男子テニス部、女子テニス部、女子バレーボール部
男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、弓道部、卓球部、ソフトボール部、剣道部
空手道部、レスリング部

②文化部

吹奏楽部、美術部、JRC 部、書道部、茶道部、写真部、コンピュータ科学部、演劇部

③同好会

イングリッシュクラブ

(2) 活動時間及び日数について

- ①活動時間 学 期 中：平日3時間程度 週休日等：3時間程度（練習試合や大会等を除く）
長期休業中：3時間程度（練習試合や大会等を除く）

- ②休養日 週1日以上以上の休養日を設定する。

③その他

- ・定期考査1週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・大会等により休養日を変更する場合は、年間を通じて調整する。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ①県高体連・高野連・高文連が主催、共催、後援の大会とする。
- ②その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

3 部活動運営について

(1) 感染症防止対策について

新型コロナウイルス感染症対策については、「新しい生活様式」を踏まえ、県や各競技団体等が作成したガイドライン等を参考にし、競技特性に応じた感染防止対策を講じて活動する。

(2) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰やハラスメント等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち指導にあたる。

(3) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

(4) 金銭管理について

部費等の管理については、校内の金銭管理のルールに則り取り扱うものとする。また、会計管理・会計報告は複数の教職員により適切に行う。